◆ILO190号条約(「暴力とハラスメントを撤廃する条約」)

女性が暴力被害を受けるのは、日本ばかりではなく、世界に共通す る傾向です。ILO(国際労働機関)は、全世界の16歳以上の女性の35% (8億1800万人)が、家庭、コミュニティ、職場で、性暴力や身体的暴力 を受けていることを明らかにしました。

そこで、創立100周年という記念すべき年(2019年)に、LOは、「労 働の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する第190号条約1 と「同第206号勧告」を採択しました。暴力のない労働世界を作り出そ うという人々の願いが、条約と勧告に結実し、各国の政府、労働組合、 使用者団体が、賛成多数でこれに応えたのです。

190号条約は、「暴力とハラスメント」を、「身体的、精神的、性的、経 済的危害を引き起こす許容しがたい広範な行為と慣行」と定義してい ます(1条)。対象となる「労働者」には、契約上の地位にかかわらず働く 広範な人々、たとえばボランティアや求職者なども含まれます(2条)。 「加害者」には、顧客やサービス利用者などの第三者も含まれなければ なりません(4条)。

加盟国には、「暴力とハラスメントを法的に禁止すること」、「被害者 が救済及び支援を受けられること」、「制裁を設けること」などの項目を 含む、包括的な対策をとることが求められています(5条)。日本も、ILO の条約を批准するために、国内法をどう整備すべきか、議論が必要に なっています。

◆あらゆるハラスメントを根絶するために

先にも述べたように、日本の法律は、セクシュアル・ハラスメントから パワー・ハラスメントまでの4種類のハラスメントについて、事業主が 防止のための「措置義務」をとることを求めています【図表3】。また、各 種のハラスメント「指針」も、2019年の法改正を契機に、改訂され、あ るいは新たに作られました。ここには事業主だけでなく、労働者の「青 務」も書き込まれました。たとえば、「労働者は、パワー・ハラスメント問 題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注 意を払うとともに、事業主の講ずる措置に協力するように努めなけれ ばならない」とされています。ハラスメントは人権侵害であって決して 許されない言動であるということを、労働者個人も肝に銘じなければ なりません。

ILO 条約を批准するためには、さらに、就職活動中の学生やフリーラ ンスの人々を対象に含むことや、「加害者」として幅広く、取引先や顧客 など第三者への対応を行うなど、事業主の措置義務を超えた対応が 必要不可欠になると思われます。ハラスメントのない社会に向けて、よ り議論を深めていくことが必要です。



【浅倉むつ子(あさくらむつこ)プロフィール】

日本学術会議会員、日本労働法学会代表理事、ジェンダー法学会理事長を歴任。日黒区男女平等・共 同参画オンプーズ。著書は『男女雇用平等法論-イギリスと日本』(ドメス出版、1991年)、『労働法とジ ェンダー』(勁草書房、2004年)、『雇用差別禁止法制の展望』(有斐閣、2016年)など多数。

_						
		セクハラ	マタハラ	ケアハラ	パワハラ	暴力とハラスメント
	法律	均等法11条1項	均等法11条の2第1項	育児介護休業法25条	労働施策総合推進法30条の2第1項	ILO190号条約
	義務	防止措置義務	防止措置義務	防止措置義務	防止措置義務	禁止規定防止措置義務
	責務	国、事業主、労働者の 責務規定	国、事業主、労働者の 責務規定	国、事業主、労働者の 責務規定	国、事業主、労働者の 責務規定	国、事業主、労働者の 責務規定
	定義	職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること	職場において行われるその雇用する女性 労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、その他の妊娠又は 出産に関する事由であって厚生労働省令 で定めるものに関する言動により当該女 性労働者の就業環境が害されること	職場において行われるその雇用する労働 者に対する育児休業、介護休業その他の 子の養育又は家族の介護に関する厚生労 働省令で定める制度又は措置の利用に関 する言動により当該労働者の就業環境が 害されること	職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境を害すること	仕事の世界における「暴力とハラスメント」とは、単 発的か反復的なものであるかを問わず、身体的、 精神的、性的又は経済的音悪を与えることを目的 とした、またはそのような結果を招くもしくはその 可能性のある一定の許容できない行為および慣 行またはその脅威をいい、ジェンダーに基づく暴 カとハラスメントを含む。

【図表3】日本のハラスメント対策とILO 条約

目黒区男女平等フォーラム2019

~聞いてみよう 子どもの虐待 考えてみよう 私たちにできること~



男女平等・共同参画センター運営委員会 と目黒区の共催で「目黒区男女平等フォーラ ム2019」を開催しました。今回は、ジャーナ リストの石川結貴氏を講師にむかえ、子ども たちの命と生活を守るために地域で一人ひ とりができることはあるのかについて、講演 会とミニシンポジウムを行いました。

講演会では「孤立と虐待のない街づくり傷つく子どもたちを救う ためにできること」をテーマとし、「児童虐待事件では、子どもたち の悲惨な状況がクローズアップされがちだが、そこに至るまでに何 があったのか、どう助ければよかったのか、多面的な視点も必要。 虐待されている子どもたちは、基本的学力や常識を教えてもらって いないことがあり、そういった子ども時代の影響が将来的に大きく 影響してくることがある。行政では手の回らない家庭内再構築の 支援は、民間の力が活きる。自分の思い込みや一方的な視点では、

真につながることはできない。「つながる」ためには想像力・行動 力・突破力が必要。そして、子どもにもプライドはある。一方通行で 押しつけがましくない、「お互い様」の気持ちを持つこと。虐待され ているから救うのではなく、必要としている、一緒に生きていきた いと、あらゆる子どもにアプローチすることで、必要な子どもにも届 くことがある」と、取材に基づいた実例を交えて話されました。

ミニシンポジウムでは、「考えてみよう私たちにできること」を テーマに、特定非営利活動団体めぐろ子どもの場づくりを考える会 「こどもば」代表理事横山誠氏と目黒区子ども家庭支援センター 係長が登壇し、団体の活動内容の紹介と子ども家庭支援セン

ターの業務の説明 の後、地域で一人ひ とりができることは 何かについて話し合 いました。



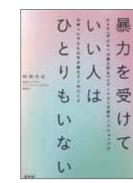
男女平等・共同参画センター資料室 ―― 新着図書のご案内・



布施直春 著 (経営書院)



「なくそう!SOGIハラ」実行委員会「編 (大月書店)



阿部真紀 著 (高文研)



松峯寿美 著 (高橋書店)



小西美穂 著 (ディスカヴァー・トゥエンティワン)